

農業用廃プラの適正処理について

～ 適正処理で環境を守りましょう ～

農業用廃プラとは？

農業生産活動に伴って排出される使用済みプラスチックの総称で、全て産業廃棄物となります。

具 体 例

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① ハウス用被覆ビニール | ⑤ 肥料袋 |
| ② マルチ | ⑥ ブルーシート(金具を除く) |
| ③ ポリ鉢 (育苗ポット) | ⑦ 育苗トレイ |
| ④ 農薬の空容器 | ⑧ ハウスバンド |



※ これらは、法律により各農家の責任で適正に処理することが義務付けられています。
農薬の空容器はプラスチック素材のものに限られます。金属製の容器は、専門の処理業者へ回収してもらってください。

適正な処理方法

屋久島町では、「屋久島町農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会」を設置し、農業用廃プラスチック類の適正な処理の推進を図るため毎年2回の収集を行い、再生処理を行っています。
令和2年度第1回目の収集を以下の予定で実施しますので、ご協力をお願いします。

【収集予定日】8月1日(土)・2日(日)

【収集場所】 各集落に収集袋(フレコンバック1t用)を設置します。
※ 設置場所の詳細は、各集落放送でご案内します。

【排出方法】 裏面の例を参考に荷づくりをした上で排出してください。
※ 排出方法を守れていない場合は、収集は行いません。

法律で禁止されている行為

不法投棄、不法埋め立て、野焼きでの処分。
特に、プラスチックは土に埋めても分解されず、野焼きをすると有害物質が発生します。
絶対にやめてください。

罰則 五年以下の懲役、若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」